

会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)		令和8年度 第1回川西市介護保険運営協議会		
事務局(担当課)		福祉部 介護保険課		
開 催 日 時		令和8年7月23日(木)13:30～15:00		
開 催 場 所		川西市役所 4階 庁議室		
出 席 者	委 員	吉岡 健一、上農 哲朗、樋口 淳一、本田 恵子、 日下部 しづ子、山本 敏行、柏崎 靖久、高田 浩行、 木部 美代子、片岡 大雅、大久保 徹雄、片峰 純子		
	そ の 他	ジェイエムシー株式会社		
	事 務 局	福 祉 部 船木部長、田中副部長、福丸副部長 地域福祉課 曾我課長 介護保険課 北田担当課長、田村課長、岸所長、南		
傍聴の可否		可	傍 聴 者 数	0人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由				
会 議 次 第		1. 開会 2. 報告事項 (1)高齢者等あんしん支援センター「まるっと」の開設について 3. 協議事項 (1)川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の進捗について (2)川西市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の骨子案について 4. その他 (1)令和8年度川西市介護保険運営協議会予定について 5. 閉 会		

会 議 結 果	別紙審議経過のとおり
---------	------------

審 議 経 過

委員	1. 開会 委員変更及び事務局職員紹介 2. 報告事項 (1)高齢者等あんしん支援センター「まるっと」の開設について 〈事務局説明〉 当日配布資料1「高齢者等あんしん支援センター「まるっと」開設の報告」 参照 3. 協議事項 (1)川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の進捗について 〈事務局説明〉 資料1－1「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の進捗状況について」 資料1－2「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（認知症対策アクションプラン）進捗状況調査票（令和7年度）」 参照 〈質疑応答〉 資料1－1の「介護予防ポイント制度の創設」について、これは介護予防の推進を目的として進められており、多くの方が利用されています。利用者が多い一方で、今後の効果測定は予定されているのでしょうか。例えば、この制度を利用したことによって本当に介護予防が達成されているのか等、効果測定について伺います。 資料1－1の「地域包括支援センターの機能強化」について、地域包括支援センターの業務は重要であり、この拡充に伴い職員の定着率について確認されているのでしょうか。
	事務局 現在、ポイント交換時にアンケートを実施しており、要介護度や参加時の健康状態を収集しています。集計では参加前後で「健康になった」との回答が多く、一定の効果が認められます。ただし、介護保険料や給付費の抑制効果の検証には個人別データの連携が必要です。次回システム改修時にシステム会社と個人別データの取得可否を協議し、効果検証を進めます。 地域包括支援センターの職員定着については、機能強化により負担軽減の声はあるものの、定着率向上につながっているかは不明です。現時点では感覚的な評価にとどまるため、次期計画に向けてヒアリングを実施し、定着への影響を確認します。
	委員 地域包括支援センターの職員定着について、地域包括支援センター職員からは、職員数増加により「終わりがなく帰れない」という感覚が薄れ、業務負担が軽減しているとの意見がありました。一方で、定着率については法人内異動や居宅介護支援事業所への転職などにより必ずしも定着の向上に直結していない可

	能性があるものの、市内でケアマネジャーや介護職として継続就業している点では一定の効果が認められます。 資料1-1の「介護支援専門員等研修受講費助成事業の実施」について、ケアマネジャー更新時の助成は先進的で有意義な施策であり他市からの評価もありますが、利用件数は期待ほど伸びておらず、周知不足や法人負担の影響など原因の特定が課題です。今後、研修受講義務化の動きも踏まえ、助成を継続的支援として維持するか事業者負担とするか検討が必要であり、ケアマネジャーの自立性確保の観点から助成の意義は大きいと考えます。 資料1-1の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備」について、有効なサービスですが、実現には課題が多いと感じています。 ケアマネジャーがいる事業所では、特定事業所加算の要件として24時間365日の連絡体制を整えていますが、土日祝日に緊急対応が必要となった場合、ショートステイや地域包括支援センター、行政などの関係機関が休業しており、支援につなげることが難しい状況があります。土日祝日すべての対応を求めることは現実的ではありませんが、連休時に土曜日だけでも関係機関の緊急相談窓口を開設するなどの体制があれば、緊急時の支援が円滑になると感じました。
事務局	介護支援専門員等研修受講費の助成事業について、申請件数は増加傾向にあり、事業所アンケートでは約75%が制度を把握しており、来年度も継続する予定です。今後の研修内容の詳細は情報はありませんが、個人の費用負担が生じる場合は、引き続き支援が必要と考えています。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備については、令和9年5月に病院跡地で事業開始を予定しています。事業者からは地域全体に対応する方針と聞いており、事業開始に合わせて介護支援専門員への周知を進めていきます。
会長	市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画では、「全ての人が最期まで自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現」を基本理念とし、5つの基本目標に沿って115の施策が設定されていますが、説明を伺い、各施策に取り組まれていると感じました。 担当課による自己評価では、B評価が83.9%を占めているとの報告がありました。その中で、D評価となっている施策が2件ありましたが、本年度中の取組により、今後D評価からC評価へ改善する可能性はあるのでしょうか。
事務局	資料1-2のNo.12「きんたくん健幸体操」については、令和6年度から実施方針が変更され、市保健センターで実施しているため、介護保険課による研修会の実施は予定していません。 資料1-2のNo.114「訪問介護等利用者負担減額措置事業」については、障がい者福祉担当部局と連携し、周知は継続していますが、成果につながっていないため評価はDとなっています。今後も評価を行い、市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画では評価項目の見直しも検討したいと考えています。
委員	資料1-2の「生活支援サポーターの養成」について、生活支援サポーターの養成を受けた方が、就職や仕事に結びついているかという点について、ニーズはあまり高くないと聞いています。生活支援サポーターとして養成され、事業者側に登録されていたとしても、実際に仕事の依頼が回ってこないケースがあります。
事務局	ヘルパー資格を有する方と生活支援サポーターのどちらか一方を選択する場合、利用者としては、より専

	門性の高いヘルパーを選択する傾向があると考えられます。利用者にとっては、生活支援サポーターを利用することで費用を抑えられるというメリットもありますが、専門的なサービスを受けたいというニーズも一定程度あるのではないかと考えます。ただし、生活支援サポーターが何もできないということではなく、基準緩和型サービスにおいても、利用者のニーズに応じた支援を提供する重要な役割を担っています。今後、基準緩和型サービスの利用を促進していくためには、市としても、その意義やメリットを広く周知するとともに、基準緩和型サービスの推進に取り組んでいく必要があります。一方で、事業者に対して単に料金を下げるよう求めることにもなりかねず、事業者の負担を考えると難しい面もあります。生活支援サポーター養成研修については、今後も継続して実施していく必要があります。生活支援サポーターがいなければ基準緩和型サービス自体が成り立たないため、その必要性は十分に認識しています。
委員	生活支援サポーター養成研修の受講者は、施設を支援していただけるため、介護職員への入り口として非常に助かっています。一方で、登録者はいるものの、実際の支援につながるケースはまだ少ない状況です。施設としては、生活支援サポーターとしての活動をきっかけに、介護職員初任者研修などを受講し、介護の専門職を目指す方もいるため、有意義な制度であると感じています。 かわにし・いながわ介護就職フェアの開催についても参加しており、毎年一定の効果が見られるなど、良い取り組みであると感じています。
事務局	今年度新しい取り組みとして、県の事業として、介護に関する入門的研修を8月にアステホールで実施します。
委員	資料1-1の「移動販売等の充実」について、情報が少なく、一般市民にはどこで実施しているのか分かりにくいいため、今後はそのような情報発信を強化する必要があると考えます。一般市民が利用しなければ、移動販売の収益が上がらず、継続が困難になる可能性があります。
事務局	ホームページに表で掲載しており、地域ごとにルールが異なるため、ステーション設置時にはチラシ配布等で周知を行っています。引き続き周知方法の評価・改善を進めます。移動販売は一般市民の利用が不可欠で、採算が取れない場合は路線の継続が困難となります。事業者や第2層生活支援コーディネーター等と連携し、新ルート設定時には周辺住民への周知を徹底して顧客の獲得・維持に努めます。 (2)川西市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の骨子案について 〈事務局説明〉 資料2-1「高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画施策体系骨子案」 資料2-2「施策体系の新旧対照について」 参照 〈質疑応答〉
委員	資料2-2の基本目標1の名称について、「地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の推進」とある一方で、10期計画案の基本理念では、「地域共生社会の実現」と記載されています。なぜこだけ「推進」ではなく「実現」のままなのか、推進にするべきではない事務局の説明をお願いします。
事務局	第10期案では「地域包括ケアシステムの深化」と「地域共生社会の推進」の目指すべき目標について、

	「実現」をさらに推し進めていく意図で目標欄に「推進」を用いました。今回の意見をもとに、理念を見直すか、目標の表現を変更するか検討します。
委員	6月ごろに成年後見制度が改正され、令和10年12月頃に施行されると聞いております。施行までに2年以上あるため不確実な点がありますが、有期での利用が増える可能性があります。これまでは介護保険課が利用促進を行い、受け皿は地域福祉課を想定していましたが、有期利用後の受け皿についてどのようにお考えでしょうか。
事務局	法改正を踏まえて市として盛り込む内容を検討します。有期利用後のフォローについては、成年後見人が付いている間も支援は行われていると考えます。支援者と連携し、成年後見人が外れても必要なら再支援を行い、支援が付かない場合でも当事者と共に必要な支援を検討します。
委員	外出時の移動支援が増加しています。グリーンハイツでは高齢化が進んでおり、免許返納後に生活が困難となり外出しなくなる高齢者が多いです。家族に遠慮して表情が萎縮する方や、時間に追われる方も見られます。シルバーカーの普及は進んでおらず、歩道の段差や損傷など道路整備が必要です。自動車の運転が粗いことからシルバーカーとの共存が難しく、移動環境全体の整備を計画に反映していただきたいです。
事務局	高齢者保健福祉計画においても、高齢者の福祉という観点から制度的な施策を充実させていく必要があります。お話の内容は「福祉のまちづくり」という大きな枠組みの中で重要ですので、庁内の関係部局と情報共有を図りながら、まちづくりを進めていきたいと考えます。
委員	高齢化と認知症の増加により、民生委員の担い手不足が深刻化しています。欠員が多く、特に南部で顕著です。若年層は日中就労で定例会に出席しにくいことが一因です。令和7年12月の改選では広報を強化し新たな媒体も活用しましたが、定年延長や共働き世帯の増加により欠員は解消されていません。自治会依頼への抵抗や加入率低下もあり、呼びかけ方法の工夫が必要です。民生委員の活動は「充実感がある」との声がある一方、参加のハードルが高いため、負担軽減策の検討が重要です。
事務局	介護保険に限らず各種情報の周知は福祉部全体であると認識しています。現状すぐに解決できる状況ではありませんが、介護保険課からは、65歳で介護保険被保険者証を送付しており、その際に社会貢献に関するリーフレットを同封しています。案内の見やすさの改善や、40代など若年層にも届く周知方法の検討を進めております。 3. その他 (1)令和8年度川西市介護保険運営協議会予定について 第2回 令和8年11月4日(水) 市役所4階 庁議室 第3回 令和8年12月2日(水) 市役所4階 庁議室 第4回 令和9年1月29日(金) 市役所2階 202会議室 4. 閉会

